

円滑施行のためのサポート体制の構築

- ・改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生ずることを想定し、これらの申請者に対し、**申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築**する。
- ・令和5年度は、このようなサポート体制をいくつかの都道府県において**先行的に立ち上げ**、全国展開に向けて課題や留意点の整理を行う。

■ サポート業務実施方法（案）

○実施主体（事務局）

各都道府県の建築士会、建築士事務所協会、建築住宅センター等

○サポート員

建築基準適合判定資格者、構造計算や省エネ計算に慣れた建築士から選定

○サポートの流れ（例）

- ①申請者が事務局にサポートの申込み
- ②事務局が対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
- ③サポート員が申請者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
- ④サポート員から申請者に対して助言・指摘等を実施（対面又はWEBミーティング）

○費用

サポート業務の実施に係る以下の費用を国費で補助予定

- ・サポート員及び事務局職員の人件費
- ・サポート業務の実施に係る会議室費用、交通費

円滑施行のためのサポート体制の構築

■ スケジュール

令和5年度	5月～6月	先行	実施主体の検討・決定
	7月～8月	先行	サポート員の確保、事務処理方法や実施体制などの検討
	9月～10月	先行	サポート員による新制度の学習、サポート体制の周知
	11月～3月	先行	サポート実施
令和6年度	春～夏	国	先行実施で分かった課題・留意点のとりまとめ
	夏頃	国	サポート体制実施マニュアルの作成
		全国	サポート体制の構築を正式依頼
	夏～秋	全国	サポート体制の構築・調整
	1月～	全国	サポート実施（令和7年度も継続）
令和7年度	4月	全国	改正法全面施行

■ 先行実施県（8県）

岩手県、静岡県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、長崎県、鹿児島県

円滑施行のためのサポート体制の構築

■ これまでにいただいた質問と回答

	質問	回答
1	サポート業務では具体的にどのような内容のサポートをすればよいのか。また、相談案件の基準への適合性には責任を負うのか。	<p>今回の改正法の内容を十分に理解できていない相談者への対応として、具体的には以下のようなアドバイスを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請図書の作成アドバイス(壁量計算、省エネ仕様基準適合) ・構造適判の手続きアドバイス ・省エネ適判の手続きアドバイス ・住宅ローン減税に必要な適合証明書作成アドバイス <p>これらの業務は基準への適合性を確認するものではありませんので、サポート員が適否について責任を負うことはありません。</p>
2	今回のサポート業務は、指定確認検査機関指定準則上の制限業種である「設計・工事監理業に係るコンサルタント業務」に該当するため、民間確認検査機関の確認検査員はサポート員にはなれないのではないのか。	<p>令和5年6月2日付事務連絡「指定確認検査機関指定準則における建築士公的支援業務の取扱いについて」により、①国等の指示・指導に基づく業務であること、②受益者から報酬を得ないこと、③個別の業務計画の修正提案等を行わないこと、のすべてを満たす業務は制限業種に該当しないものとして取扱うことが明示されています。今回のサポート業務はこれら①～③を満たすことから、制限業種に該当しないものと解して差し支えありません。</p>
3	国費からはどのように補助されるのか。	<p>各年度ごとに、サポート体制に係る事務事業者に対して国から補助金を交付し、当該事務事業者と各都道府県の事務局事業者とで業務委託契約を締結していただきます。各都道府県の事務局事業者は、サポート業務を実施した実績に応じて、年度末に委託料の支払いを受けるといった流れとなります。</p>

円滑施行のためのサポート体制の構築

	質問	回答
4	どの程度ニーズがあるか分からない。多すぎる・少なすぎるような場合はどうするのか。	申込みが多すぎて対応が滞ることを想定し、サポート体制周知の際に「国の予算の範囲内で実施するため、申し込み多数の場合はお待ちいただいたり、お断りしたりすることがある」旨をあらかじめアナウンスしておく必要があります。逆に、申込みが少ない場合であっても事務局の事務負担経費が赤字とならないよう、業務委託費の算定方法を調整します。
5	相談案件に含まれる個人情報等の取扱いはどうなるのか。	業務の委託契約の際に守秘義務条項を定めることとします。
6	サポート体制の周知(広告・パンフレット作製)や設計者向け講習会の開催に係る費用も国費により補助されるのか。	国費による補助の対象は、サポート業務の実施に要する費用のみとなりますので、周知活動や講習会等に係る費用は補助対象外となります。
7	事務局を開設するために、専用のスペースや専従職員の配置が必要か。	特に用意する必要はありません。通常業務のスペース、職員で対応いただくことを想定しています。